

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉法による里親の認定、登録に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、児童福祉法による里親の認定、登録に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童福祉法による里親の認定、登録に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき、里親を希望する者からの申請を受け、里親として適当であれば認定・登録を行い、親の病気等様々な理由で家庭で生活できない児童を里親に委託する。 里親の認定や登録手続きは大分県こども・女性相談支援センターにおいて申請を受け付け、本庁で認定・登録を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第6条の4第1項) ②養育里親名簿の作成に関する事務(法第34条の19)
③システムの名称	児童相談情報管理システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

里親登録情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表8の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項 【特定個人情報の提供】 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-506-2285
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 所在地: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号: 097-536-1111(内線2707)
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、里親認定・登録事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	大分県情報セキュリティ基本方針に関する規定に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、近年USBやHDDを利用した内部情報の不正持ち出しによる情報漏えい事案が増加していることを踏まえ、 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存すること。 を徹底する運用としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	評価実施機関における担当部署	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 大戸 英輔	大分県福祉保健部こども・家庭支援課 課長 藤丸 邦彦	事後	人事異動
令和1年6月25日	新様式への変更		新様式への変更	事後	基礎項目評価書の改正
令和5年5月30日	I－3 法令上の根拠	○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の2 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の8の2 ○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第18項及び第5条第17項 ○児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の40、第36条41第1項	削除	事後	
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年5月30日	I－5－②所属長の役職名	課長 藤丸 邦彦	課長	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	IV－6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和7年12月26日	I－3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の7の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表8の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I－4－②法令上の根拠	○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）別表第二の8の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第7条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	事後	
令和7年12月26日	IV－8. 人手を介在させる作業	－	新様式への変更	事後	
令和7年12月26日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	新様式への変更	事後	